

「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の 取組状況等について(令和6年度)【概要】

■報告書の内容

- ①令和6年度の相談対応の状況
- ②条例に基づく啓発等の取組状況

■目的

事例を分析・公表することで、どのような行為が差別にあたるのか、合理的配慮としてどのような対応が必要かを周知することで、差別に“気づき”“行動する”きっかけにさせていただく。

1. 相談対応について

(1) 条例における相談対象

- ①障害を理由とする差別 ②合理的配慮に関すること ③その他(不適切な行為、環境の整備等)

(2) 相談体制と助言・あっせん等の仕組み

「地域アドボケーター」「障害者差別解消相談員」「共生社会づくり委員会」を設置し、調整・助言、あっせん等を行う

(3) 障害者差別解消相談員

専門性をもって中立の立場で相談に応じ、必要な助言、調査、調整などを行う相談員を2名配置

(4) 地域アドボケーター(地域相談支援員)

自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁するなどにより相談員につなぐ(25名)

2. 相談実績

(1) 令和6年度の実績

○令和6年度に障害者差別解消相談員が受け付けた新規事案件数は**73件**、継続案件**3件**(R6.4.1～R7.3.31)

(①障害を理由とする差別 9件、②合理的配慮の不提供 13件、③その他 54件)

○新規事案件数は、令和5年度79件、令和4年度90件と若干の減少

(2) 相談内容の類型

●分野別・相談の類型別

分野	①差別	②合理的 配慮の 不提供	その他						合計
			③不適切 な行為	④不快・ 不満	⑤環境の 整備	⑥意見・ 要望等	⑦問合せ	⑧その他	
ア 教育		1							1
イ 労働		4	1	1			1	1	8
ウ 商品・サービス	3	3							6
エ 福祉	1		2	1		1	3	2	10
オ 障害福祉	2		1	1		1		6	11
カ 医療		1		2		1		3	7
キ 建物・交通		1	1		2	1	1		6
ク 不動産	1								1
ケ 地域	1	1		2					4
コ 情報		1					1		2
サ 意思									
シ その他	1	1	3	7			3	5	20
合 計	9	13	8	14	2	4	9	17	76
54									

●障害者等の障害種別

・精神障害	34件
・肢体不自由	15件
・知的障害	9件
・視覚障害	5件
・聴覚障害	4件
・発達障害	4件
・難病	3件
・その他・不明	10件

※複数の障害種別に該当する場合があるため、合計は相談件数と一致しない。

(3) 相談事例

【建物・公共交通分野】 不適切

○バス停でバスを待っていたところ、ヘルパーに向かって、友達と話すかのような言葉遣いで移動するよう運転手に言われた。

また、車いす表示のあるノンステップバスにもかかわらず事前に連絡するよう強い口調で言われた。

→県の事業者への聞き取りの結果、合理的配慮の提供のため移動を促したものの、社内での情報共有のため乗車前の事前連絡があった方がよいという趣旨の発言であり、障害者差別の意図はないと考えられるが、ヘルパーに向かって強い口調で話すことは不適切であったと考えられる。県から改めて合理的配慮の考え方等を説明し、その後、相談者がバスを利用した際には、丁寧に対応された。

【商品・サービス分野】 差別

○車いす利用者の妻と公衆浴場に行ったところ、妻はこれまでは問題なく入浴できていたが、先日は浴室までは車いすで入らないにもかかわらず、脱衣場で従業員から「車いすでは入れない。もう来ないでほしい。」と言われた。

→県の事業者への聞き取りの結果、従業員による上記のような発言があったことは確認されなかったことから、発言者は特定せず、相談者が今後も当該施設を利用できることを優先して調整した。その結果、相談者は引き続き施設を利用できることはもちろん、相談者と施設の双方が納得し、今後のトラブルに繋がらないよう、利用方法等について確認した。

(4)相談活動まとめ等

①基本姿勢

様々な障害特性や背景を持つ方から幅広い分野や場面に関わる相談が寄せられるため、どのような相談でもまずは傾聴し対応

②相談対応能力向上に向けた取組

様々な相談に適切に対応するため高い専門性が求められる中、研修や相談活動の振り返りを定期的実施
厚生労働省が実施する研修等にも積極的に参加

③事業者への具体的提案等

条例や障害者差別解消法の趣旨等を周知するだけでなく、事業者に対して相談者が直面しているバリアを取り除くための具体的な対応の提案等を実施

④関係機関等との調整

相談者の抱える問題の所在を明確にし、必要に応じて関係機関と情報共有・連携して問題の解決のための調整を行い、場合によっては適切な窓口への丁寧な引継ぎを実施

3. その他の活動状況

(1)滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会

条例第15条に基づき、関係団体等との情報共有や共生社会の実現に向けた取組を県全体で推進するために開催。障害者差別解消法第17条に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」の機能を兼ねる。

(2)地域アドボケーター、市町担当者合同研修会 参加者計32名(令和6年7月11日、16日、17日)

障害者差別の多くは地域や日常生活において生じるものであり、市町や関係機関とも情報を共有し、共に解決していくため、地域アドボケーターおよび市町担当者の合同で研修会(地域アドボケーター、市町担当職員、県職員が参加)を実施し連携を図った。

(3)普及・啓発活動

①条例フォーラムの実施 参加者70人(令和6年9月13日 栗東市芸術文化会館さくら 小ホール)

・第1部 基調講演「障害のある人もない人も“ともに働く”ために」

講師：NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター 理事長 城 貴志 氏

・第2部 シンポジウム

シンポジスト：川相商事株式会社滋賀支社

障害者雇用担当 企業在籍型職場適応援助者 倉場 眞弓 氏

滋賀障害者職業センター 上席障害者職業カウンセラー 澤田 夕香 氏

コーディネーター：NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター 理事長 城 貴志 氏

②出前講座等 障害当事者や専門家を講師派遣 57回

③合理的配慮の助成事業

・事業者や団体等が合理的配慮を提供する際にかかる費用を助成 10件

④共生社会サポーター

・条例の理念等に沿って積極的に取り組んでいく意思を対外的に示すためのステッカー配布 73事業所

4. 課題に対する今後の取組

(1)事業者・県民への普及・啓発等について

・周知・啓発に取り組んでいるものの、条例の理念や相談窓口の幅広い層への周知は道半ばと認識

・令和6年4月から事業者による合理的配慮の提供が法的にも義務となったことから、事業者向けの啓発が必要

⇒参加しやすい内容のフォーラムの開催、出前講座の継続実施、共生社会サポーターステッカー配布等により、幅広い層への共生社会の理念の浸透を図っていく。

(2)関係機関等とのネットワーク構築・連携強化について

・引き続き、地域アドボケーターの周知が必要

・障害者差別の解消は、障害のある方の生活改善という側面があるため、市町との連携強化が必要

⇒圏域ごとの研修会、情報交換会等の継続実施や、地域アドボケーター研修に市町担当者も加えた内容となるよう検討。県に寄せられる相談事例を市町や関係機関と共有するなど、様々な機会を通じてさらに連携を深めていく。

■最後に

令和6年4月に施行された改正障害者差別解消法により、法律では「努力義務」とされてきた民間事業者の合理的配慮の提供が本県条例と同じく義務となった。条例に基づく相談体制の整備や普及・啓発を実施するも、県民の条例の認知度は低い状況であり、条例の理念や相談窓口について、更なる周知が必要。障害のある人もない人も互いに多様な価値を認め合う共生社会を実現するため、引き続き取組を行っていく。